

横瀬町浄化槽設置管理事業 帰属の手続き

■帰属の条件

- ①『合併処理浄化槽』であること(単独・くみ取り槽は対象外)
- ②正常に機能していること(帰属時に故障していない)
- ③過去1年間において『保守点検』『法定検査』『清掃』を実施していること
※『保守点検』『法定検査』『清掃』の実施を確認できる書類等が必要

現在の保守点検契約が満了する日の属する月の3ヶ月前までに申請書を提出

■帰属の手続き

●帰属を希望

- ・現在の保守点検契約の更新日の日付を確認
- ※帰属は契約満了日の属する月の翌月1日から適用されます

●申請書提出

- ・契約満了日の属する月の3ヶ月前までに提出
- ・帰属後の希望する保守点検業務指定店を選択

●申請内容の審査

- ・書類審査、現地調査を実施

●帰属の決定

- ・帰属の決定通知書を交付

●保守点検業者に連絡

- ・帰属決定後、現在の契約更新をしない手続きを申請者が行う

●使用開始届出書提出

- ### ●帰属開始までは、現在の保守点検契約が継続

帰属前

現在の保守点検契約の満了月

帰属開始(契約満了月の翌月の1日から)

帰属後

●使用料納入

- ・人槽に応じた毎月定額の使用料を納める

●町が管理

- ・帰属後は、町が『保守点検』『法定検査』『清掃』『修繕』を行う